

○広島県自然海岸保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（罰則）</p> <p>第十一条 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第十一条 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、<u>三万円</u>以下の罰金に処する。</p>